

施設会員の入会／登録について

年会費：20,000 円で 5 名（代表者含む）

（6名以上からは、1名につき 4,000 円追加で登録可）

事務局からの連絡や発行物はすべて施設代表者あてにお知らせいたしますので、代表者から登録者へご周知願います。

1. 施設会員は基本1施設あたり5名まで会員（代表者を含む）の登録可能です。
6名以上の施設（科）会員登録の場合は、次の点にご留意ください。
新規登録の際は、「入会申込書」に必要事項をご記入後、上記枠内をご参考に計算した年会費額をお振込みの上お申し込みください。
ご登録完了後に登録人数が増えた場合は、「登録変更届」に必要事項をご記入の上、事務局へご提供ください。追って事務局より必要な年会費額をお知らせします。
2. 施設代表者名、メールアドレスを必ずお知らせ下さい。
3. 登録確認・学術集会案内や会議などの大切な情報を代表者様へメールにてお知らせします。
4. 年1回の学会会誌『在宅医療と内視鏡治療』は発行時に閲覧パスワードを代表者あてに送付します（学会会誌は 2022 年度 9 月発行分からオンラインジャーナル化いたしました）。
5. ニュースレターはホームページ上にてご提供しております。発行時には代表者あてに発行案内をお送りいたします。
なお、ニュースレターは 2023 年 12 月号（vol.34）を最後に紙媒体でのご提供を廃止しました。ホームページでは、2014 年 5 月号（vol.15）以降の発行号をお読みいただけます。
その他の発行物も全て施設代表者あてにお送りいたします。
6. 年会費は、年度初めの 8 月 1 日の在席状況により請求書を発行、代表者へ請求書を送付いたします。
7. 施設代表者の異動、登録者の変更等の情報は速やかにご提供お願いします。
学会ホームページから各種届出ページを開いていただき、【施設登録変更届】をダウンロードしてください。必要事項をご記載の上、事務局までメール添付、FAX、郵送のいずれかにてお知らせ下さい。
8. 個人会員登録されている方を施設会員へ登録変更することも可能です。
ただし、会誌配布・連絡は個人会員本人あてではなく代表者あてとなり、個人へ直接通知はなくなりますのでご了承下さい。
9. 登録者異動による登録者個人の退会の場合、必ず該当会員様に会員継続有無をご確認ください。ご継続希望の場合は、該当会員様から事務局へご連絡いただけるようご周知願います。保有いただいている認定資格などに影響がある場合があります。
10. その他ご不明の点がございましたら、事務局までお問合せ下さい。